

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

男女共同参画社会^(*)の実現をめざすための指針として、平成14年に制定した「大阪府男女共同参画推進条例」は、男女共同参画の推進にあたって、次の5つの基本理念を定めています。

この計画では、この条例の5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮
- (3) 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- (4) 家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立
- (5) 国際社会における取組への考慮

*男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)」です。

2. 計画策定の視点

計画の策定に当たり、次の2点を計画全体にわたる横断的視点として設定します。

(1) 性別役割分担意識の解消に向けた意識改革

男女共同参画の推進に当たり、性別役割分担意識は職業生活だけでなく、家庭生活や地域社会等の様々な分野における男女共同参画の大きな阻害要因となっています。男女がともに責任を分かち合い協働しながらあらゆる分野、すべての世代において活躍できる社会の実現には性別役割分担意識を解消し、行動変容に繋げることが不可欠です。とりわけ「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」は、あらゆる取組の基盤となるものであるため、これを計画全体の視点に位置付けます。

(2) SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化

ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントはSDGs(持続可能な開発目標)の掲げる17目標の一つにとどまらず、2030アジェンダ(「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」。平成27(2015)年に国連で全加盟国の賛成で採択された行動計画。)において、全ての目標達成の根幹に位置付けられています。国が策定したSDGs実施指針においても、令和5(2023)年の改訂で、ジェンダー平等はすべての目標において横断的に実現されるべきことに十分留意する旨が記載されました。令和7(2025)年6月10日に開催された持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合にお

いて決定した「SDGs に関する自発的国家レビュー (VNR) 報告書」によると、前回報告以降4年間における女性活躍・男女共同参画の取組により、女性の就業率や相対的貧困率等の状況については、基本的に横ばい又は改善の傾向も見られるものの、世界と比較すると日本の取組は依然として遅れており、克服すべき課題も存在することなどから、引き続き SDGs 達成に向けた取組を推進することとされています。

SDGs は経済・社会・環境分野にまたがっているため、SDGs を推進することにより、幅広い分野にジェンダーの視点を確保し、ジェンダー平等をめざすことが可能となります。また、目標年次まで残り 10 年となった令和 2(2020)年 1 月には、SDGs を達成するため「行動の 10 年」がスタートしています。引き続き、取組をより一層加速して、多様な主体に取組の規模を拡げていくことが求められています。このため、本計画においてもあらゆる取組にジェンダー視点を取り入れ、更なるジェンダー平等の実現をめざすため、「SDGs の推進によるジェンダー視点の主流化」を計画全体の視点とします。

SDGs の 17 ゴールとゴール5「ジェンダー平等」



出典:国連女性機関

ジェンダー平等は、SDGs の 17 ゴールに横断的に位置付けられています。

※ジェンダー:生物学的性別に対して、「男性の役割」「女性の役割」、「男性らしさ」「女性らしさ」等、社会的・文化的に形成された性別のこと。

※ジェンダー視点:性別による固定的役割分担意識、性別による差別・偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点。

※ジェンダー視点の主流化:あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。1997 年、国連経済社会理事会(ECOSOC)において、「ジェンダー視点の主流化とは、法律、政策、事業など、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取組みが及ぼしう女性と男性への異なる影響を精査するプロセスである。それは、政治、経済、社会の領域のすべての政策と事業の策定、実施、モニタリング、評価を含むすべてのプロセスに、女性と男性の関心事と経験を統合し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が永続しないようにするための戦略である。究極的な目的は、ジェンダー平等の達成である。」と定義された。('共同参画(平成 30 年 6 月号)」発行:内閣府男女共同参画局より)

3. 重点目標

男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、次の 4 つの重点目標のもと、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていきます。

[重点目標]

重点目標1 男女共同参画に向けた取組の一層の推進

重点目標2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

重点目標3 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり

重点目標4 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備

4. 計画の体系

【※】女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

1 男女共同参画に向けた取組の一層の推進	
	(1) あらゆる世代、分野における男女共同参画の推進
	①職場、学校教育、政治など、あらゆる分野における男女共同参画に向けた意識啓発
	ア 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発の充実
	イ 男性における男女共同参画への意識改革
	ウ 地域における男女共同参画の推進
	エ 多文化共生を踏まえた男女共同参画の推進
	②子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進
	ア 幼児期までの子どもの教育・保育環境における意識啓発の推進
	イ 男女共同参画を進める教育・学習の推進
	ウ 家庭・地域等と連携した取組の推進
	③男女共同参画の理解を深める表現の推進
	(2) 男女共同参画センターの機能強化
	①地域・社会の多様なニーズに応じたセンター運営
	②関係機関等との協働
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	①府審議会、府職員・教員等における女性の参画・登用促進
	ア 審議会等委員への女性の参画促進
	イ 大阪府職員・教員等における女性の登用促進
	②企業等における女性の登用促進【※】
	③防災・復興分野における女性の参画促進
	(2) 政策・方針決定過程への女性の参画に向けた人材育成
	①女性起業家の育成・支援【※】
	②デジタル分野、理工系分野等の女性人材育成
	ア デジタル分野、理工系分野、その他女性の増加が望まれる分野の女性人材育成【※】
	イ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保
3 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり	
	(1) 職業生活における活躍支援
	①女性の就業促進【※】
	ア 女性の就業支援
	イ 官民連携による機運の醸成・啓発
	②職業訓練等の促進【※】

	(2) 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進	
	①男女雇用機会均等の更なる推進【※】	
	②多様で柔軟な働き方の推進【※】	
	ア 長時間労働の是正とワークライフバランスの推進	
	イ 多様で柔軟な働き方の実現	
	ウ 府における柔軟な働き方の推進	
	③仕事と育児を両立できる環境づくり	
	ア 子育てと仕事が両立できる環境整備の促進【※】	
	イ 地域における子育て支援策の充実	
	ウ 府における仕事と育児を両立できる環境づくり【※】	
	④ハラスメント対策の推進【※】	
	(3) 男性の家事、育児・介護への主体的参画の促進	
	①育児休業・介護休業の取得促進等【※】	
	②男性の家事、育児・介護への主体的な参画【※】	
4 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備		
	(1) あらゆる暴力をなくすための意識啓発及び支援体制の充実・強化	
	①女性に対する暴力の根絶に向けた更なる啓発	
	②青少年の性被害の未然防止	
	③配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の強化	
	ア 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の強化	
	イ 児童虐待を取り扱う機関との連携	
	④性犯罪・性暴力被害者等の支援の充実	
	ア 性犯罪への対策の推進	
	イ 売買春・人身取引への対策の推進	
	ウ ストーカー行為等への対策の推進	
	エ セクシュアルハラスメント防止対策の推進【※】	
	(2) 様々な困難を抱える人々への支援強化	
	①困難な問題を抱える女性への支援施策の推進	
	②ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)等、様々な困難を抱えている全ての人が安心して暮らせる環境整備	
	ア ひとり親世帯が安心して暮らせる環境整備	
	イ 高齢者が安心して暮らせる環境整備	
	ウ 障がい者が安心して暮らせる環境整備	
	エ 外国人が安心して暮らせる環境整備	
	オ 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進と当事者が抱える課題解決に向けた取組の推進	
	カ 複合的に困難な状況に置かれている人々などへの支援	
	(3) ライフステージに応じた男女の健康支援	
	①生涯にわたる主体的な健康づくりに向けた取組	
	ア 乳幼児期から学童・思春期における保健・医療・健康づくりの推進	
	イ 成人期・更年期・高齢期における健康づくりの推進【※】	
	②女性の心身の特性やライフステージ等に応じた適切な健康支援	
	ア 妊娠・出産等に関する支援	
	イ 女性特有の疾患に関する健康支援【※】	
	③性に関する正しい知識の普及の推進	